

平成 29 年 8 月 10 日

株主各位

和歌山県和歌山市黒田 17 番地 4
株式会社農業総合研究所
代表取締役社長 及川 智正

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 29 年 7 月 12 日開催の取締役会において、平成 29 年 9 月 1 日（金曜日）付をもって当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 29 年 8 月 31 日（木曜日）と定めましたので公告いたします。

また、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 9 月 1 日（金曜日）をもって、当社定款第 5 条を変更し、発行可能株式総数を 7,080,000 株増加して、14,160,000 株といたします。

以 上

お知らせ及びご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 29 年 9 月下旬にお届先住所宛て発送する予定です。
2. 平成 29 年 9 月 1 日（金曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。